

～デイサービスセンター「轟の里」通所型サービス料金表～No.1

【基本料金】

事業種別	利用者の 要介護度	利用回数	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
通所型 サービス	事業対象者 要支援1 <u>要支援2(注1)</u>	<u>週1回程度</u> の 通所サービス	<u>1月につき</u> 16,550円	<u>1月につき</u> 1,655円	<u>1月につき</u> 3,310円	<u>1月につき</u> 4,965円
通所型 サービス	事業対象者 要支援2	<u>週2回程度</u> の 通所サービス	<u>1月につき</u> 33,930円	<u>1月につき</u> 3,393円	<u>1月につき</u> 6,786円	<u>1月につき</u> 10,179円
通所型 サービス (短時間)	事業対象者 要支援1 <u>要支援2(注2)</u>	<u>週1回程度</u> の利 用で <u>月4回</u> ま での通所サー ビス利用	<u>1回につき</u> 2,660円	<u>1回につき</u> 266円	<u>1回につき</u> 532円	<u>1回につき</u> 798円
通所型 サービス (短時間)	事業対象者 要支援1 要支援2(注3)	<u>週1回程度</u> の利 用で <u>月5回</u> 以 上の通所サー ビス利用	<u>1月につき</u> 11,590円	<u>1月につき</u> 1,159円	<u>1月につき</u> 2,318円	<u>1月につき</u> 3,477円
通所型 サービス (短時間)	事業対象者 要支援2	<u>週2回程度</u> の 利用で <u>月8回</u> までの通所サ ービス利用	<u>1回につき</u> 2,740円	<u>1回につき</u> 274円	<u>1回につき</u> 548円	<u>1回につき</u> 822円
通所型 サービス (短時間)	事業対象者 要支援2	<u>週2回程度</u> の 利用で <u>月9回</u> 以上の通所サ ービス利用	<u>1月につき</u> 23,750円	<u>1月につき</u> 2,375円	<u>1月につき</u> 4,750円	<u>1月につき</u> 7,125円

上記の基本利用料は、国が規定する額を上限に諫早市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。

(注1) 要支援2で、週1回程度の利用の場合は、月額1,655単位になります。

(注2) 短時間利用の要支援2で、週1回程度で4回までの利用の場合は、1回 266単位になります。

(注3) 短時間利用の要支援2で、週1回程度で5回を越えるサービスの利用の場合は、月額1,159単位になります。

短時間利用で回数単価にて利用し所定の回数を越えた場合は月額(月単位)の利用料になります。

～デイサービスセンター「轟の里」通所型サービス料金表～No.2

【加算】 以下の要件を満たす場合、基本料金に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）		加算額			
			基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
介護職員 処遇改善 加算 I	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合。		サービス利用の合計単価に5.9%を乗じた単位	サービス利用の合計単価に5.9%を乗じた単位の1割	サービス利用の合計単価に5.9%を乗じた単位の2割	サービス利用の合計単価に5.9%を乗じた単位の3割
サービス 提供体制 強化加算 (II)	別に厚生 労働大臣 が定める 基準に適 合してい る場合	事業対象・支援1 (週1回程度)	月に240円	月に24円	月に48円	月に72円
		支援2 (週1回程度)	月に240円	月に24円	月に48円	月に72円
		事業対象・支援2 (週2回程度)	月に480円	月に48円	月に96円	月に144円
運動器機 能向上加 算	機能訓練として実施した場合		月に2,250円	月に225円	月450円	月に675円

(注意1) 処遇改善加算、サービス提供体制強化加算は区分支給限度額には入りません。

【その他の費用】

延長料金	なし
食費	食事の提供を受けた場合、1回につき450円の食費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。